

一般会計の決算内容

(1) 歳入

ア 概要

歳入総額は7,486億円(借換債除きで7,023億円)で、借換債を除くと、前年度に比べ43億円、0.6%の増(⑱6,980億円→⑳7,023億円)となっています。

歳入予算額との比較では、196億円の減収(昨年度178億円の減収)となっています。

これは、事業繰越により、国庫支出金や県債等が翌年度に収入されることによるものです(繰越に伴う主な未収入特定財源^注:国庫支出金141億円、県債42億円)

(単位:百万円)

科 目	19年度	20年度	対前年比較	
			増減額	伸び率
県 税	273,561	267,426	△ 6,135	△ 2.2%
地方消費税清算金 [※]	33,883	32,112	△ 1,770	△ 5.2%
地方譲与税	3,734	3,408	△ 327	△ 8.7%
地方特例交付金 [※]	2,070	4,360	2,289	110.6%
地方交付税	124,181	122,402	△ 1,779	△ 1.4%
交通安全対策特別交付金	762	694	△ 67	△ 8.8%
分担金及び負担金	4,713	4,311	△ 402	△ 8.5%
使用料及び手数料	10,140	9,914	△ 225	△ 2.2%
国庫支出金	70,514	82,053	11,539	16.4%
財産収入	1,843	1,278	△ 565	△ 30.6%
寄附金	18	3	△ 15	△ 85.0%
繰入金	27,680	17,025	△ 10,656	△ 38.5%
繰越金	17,975	16,774	△ 1,201	△ 6.7%
諸収入	27,035	23,711	△ 3,325	△ 12.3%
	(99,896)	(116,805)	(16,909)	(16.9%)
県 債	101,172	163,155	61,983	61.3%
	(698,006)	(702,276)	(4,270)	(0.6%)
合 計	699,282	748,626	49,344	7.1%

* () は、借換債を除く実質的なベースで計上しています。

* それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

イ 増減の主なもの

・ 県税収入(対前年度61億円、2.2%減、⑱2,736億円→⑳2,674億円)は、昨年度から減少となりました。これは、昨年秋以降の世界的な経済危機の影響から、企業収益が悪化したことに伴い法人二税(法人事業税、法人県民税)が減収になったことなどによるものです。

一方、主な増収要因としては、地方消費税^注で、輸出減に伴う還付額の減による譲渡割の増と輸入増による貨物割の増によります。

- ・ 法人事業税 (⑱795億円→⑳747億円 48億円、6.0%減)
- ・ 法人県民税 (⑱155億円→⑳124億円 30億円、19.5%減)
- ・ 軽油引取税 (⑱241億円→⑳222億円 19億円、7.9%減)
- ・ 地方消費税 (⑱317億円→⑳347億円 30億円、9.5%増)
- ・ 個人県民税 (⑱660億円→⑳678億円 18億円、2.7%増)

・ 地方譲与税(対前年度3億円、8.7%減、⑱37億円→⑳34億円)は、地方道路譲与税において平成20年4月の暫定税率^注の失効等による国税収入の減により減少しています。

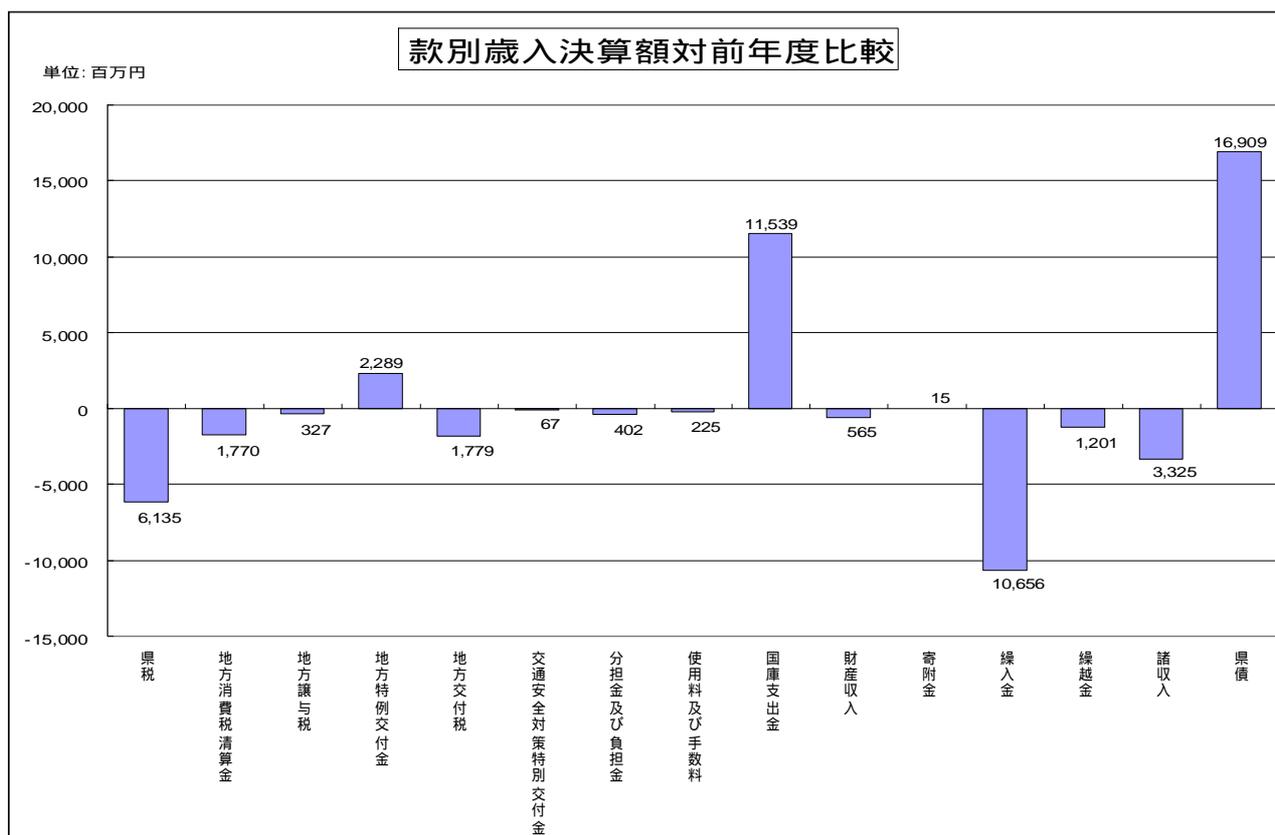
・ 地方特例交付金^注（対前年度 23 億円、110.6%増、 21 億円 44 億円）は、平成 18 年度の税制改正により、住宅ローン控除の適用者について所得税から住民税への税源移譲により所得税で控除しきれない税額控除額を住民税から控除することとなったことに伴い生じる減収を補てんするため「減収補てん特例交付金」が設けられるとともに、平成 20 年 4 月の 1 ヶ月間失効した軽油引取税等の暫定税率分に係る減収を補てんするため「地方税等減収補てん臨時交付金」が臨時的に設けられたことに伴い増加しています。

・ 地方交付税（対前年度 18 億円、1.4%減、 1,242 億円 1,224 億円）は、基準財政需要額において「地方再生対策費」が新設されたものの、交付税総額の伸びが抑制されていることに伴う臨時財政対策債への振替額が増加したことなどにより減少しています。

・ 国庫支出金（対前年度 115 億円、16.4%増、 705 億円 821 億円）は、国の平成 20 年度第二次補正予算に対応し、「ふるさと雇用再生特別交付金」等の臨時交付金を受け入れたことにより増加しています。

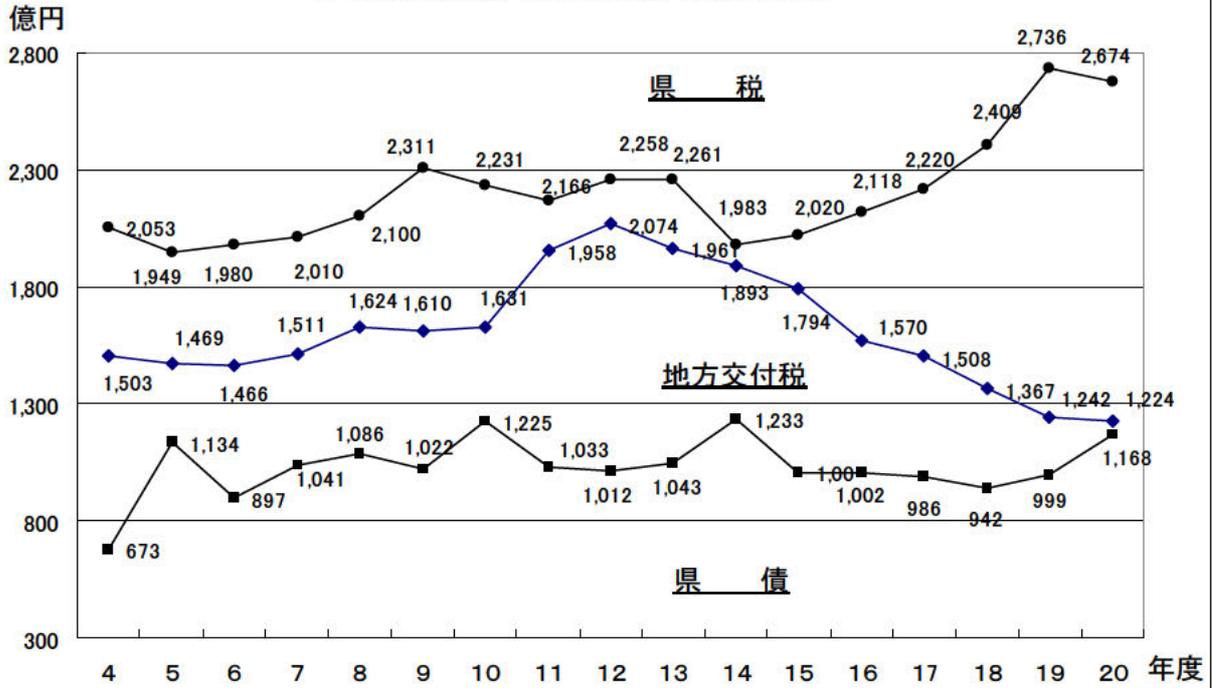
・ 繰入金^注（対前年度 107 億円、38.5%減、 277 億円 170 億円）は、県債管理基金について、残高が少なくなったことから取り崩し額を大幅に減額したことなどにより減少しています。

・ 県債（対前年度 620 億円、61.3%増、 1,012 億円 1,632 億円）は、既往債の借換債の発行や県税の減収分を補てんする減収補てん債、臨時財政対策債の増等により増加しています。
（借換債を除く県債 対前年度 169 億円、16.9%増、 999 億円 1,168 億円）



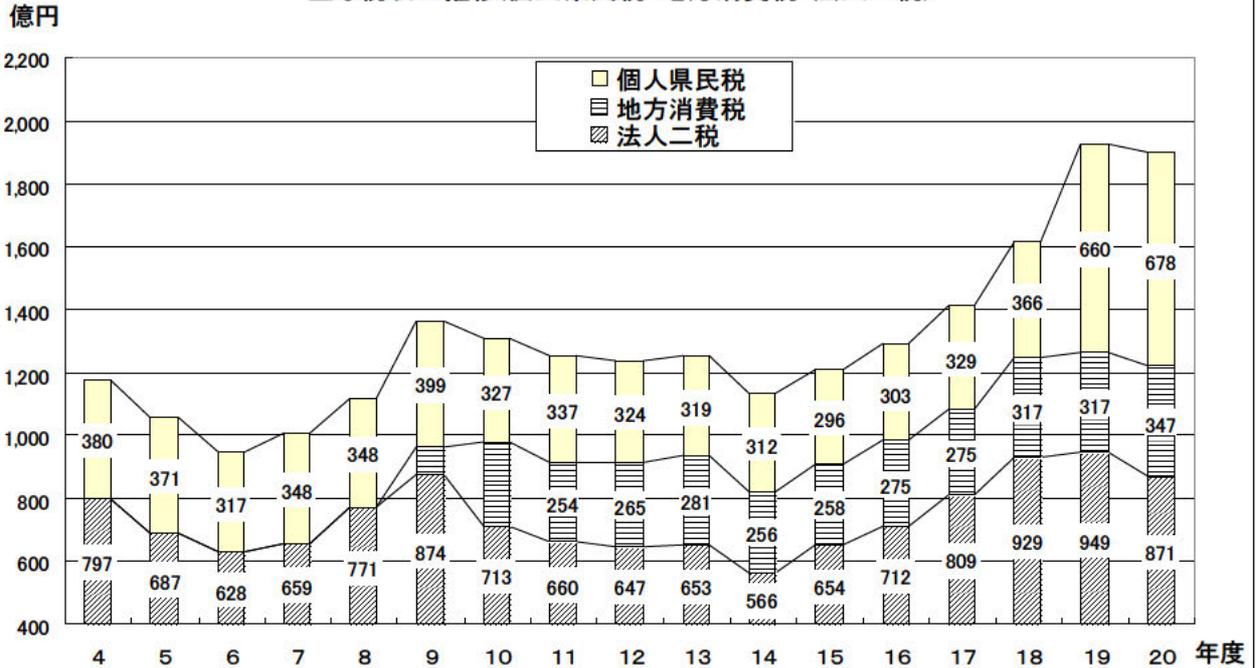
* 県債は、借換債を除く実質的なベースで計上しています。

主な収入(県税・地方交付税・県債)の推移



* 県債は、借換債を除く実質的なベースで計上しています。

主な税収の推移(個人県民税・地方消費税・法人二税)



ウ 収入未済額・不納欠損額

収入未済額は 93 億円（対前年度 7 億円、7.6%増、 87 億円 93 億円）に増加しています。

不納欠損額は 5 億円（対前年度 8 億円、59.9%減、 13 億円 5 億円）に減少しています。

用語の説明

・未収入特定財源

予算の繰越手続により経費の一部を翌年度に繰り越して使用する場合には、これに見合った財源も翌年度に繰り越さなければならないこととされている。この財源としては、当該年度の一般財源（県税、地方交付税など使途が特定されておらず、どのような経費にも使用できるもの）や収入済みの特定財源（使途が特定されているもの）のほか、当該年度には収入されていないが、翌年度に収入することが確実な未収入特定財源が認められている。

・暫定税率

揮発油税等の国税や軽油引取税等の地方税などの道路財源として充当していた税目に時限措置として設けられた税率の上乗せ分のことをいう。暫定税率分については、平成 20 年 3 月末に期限が切れるため、同年 4 月からも継続できるよう改正法が国会に提出されていたが、国会の混乱により、平成 20 年 4 月の 1 ヶ月間のみ時限措置が失効することになった。なお、減収となった地方財政への影響分については、地方特例交付金により措置されることになった。

・地方特例交付金

平成 20 年度における地方特例交付金には「児童手当特例交付金」、「特別交付金」、「減収補てん特例交付金」、「地方税等減収補てん臨時交付金」がある。

「児童手当特例交付金」は、平成 18 年度及び平成 19 年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために交付されるもの。

「特別交付金」は、平成 11 年度から実施されている恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として国から交付されていた「減税補てん特例交付金」が平成 18 年度をもって廃止されることに伴い経過措置として設けられたもの。

「減収補てん特例交付金」と「地方税等減収補てん臨時交付金」は、本文の説明のとおり。

なお、「地方税等減収補てん臨時交付金」は、平成 20 年度限りの措置である。

・繰入金

事業遂行に必要な財源が不足する場合などに、必要に応じて資金を繰り入れるもので、一般会計、特別会計間相互の繰入金と基金からの繰入金の 2 種類がある。

・地方消費税

「地方消費税」は、消費税が平成 9 年に 3%から 5%に引き上げられた際に、地方分権の一層の推進や地域福祉の充実等の観点から導入された地方税のこと。税率 5%のうち 4%分は国税である消費税、残り 1%分が地方消費税になる。地方消費税は、消費税と同様、国内で行われる資産の譲渡や役務の提供など国内取引と、外国貨物の引取り（輸入）のいずれにも課税されるが、国内取引に課されるものを「譲渡割」、輸入に課されるものを「貨物割」という。

また、輸出については消費税が免除されており、例えば輸出業者 A が製造業者 B から製品を購入して海外に販売した場合、B から A への取引は国内取引のため消費税（譲渡割）が課税されるが、A から海外への取引については消費税が免除されているので、A が B に対して支払った消費税は輸出の際に国から A に還付されることになる。

このようなことから、県内全体の消費が増えなくても、県内から輸出が減ることにより還付が減れば、県内での地方消費税（譲渡割）は増えることになる。

・地方消費税清算金

都道府県は、地方消費税額に相当する額について、消費に関連した基準によって都道府県間において清算（地方消費税清算金）する仕組みとなっている。また、地方消費税は都道府県税であるが、税収入の 1/2 は「地方消費税交付金」として市町村に交付される。

(2) 歳 出
ア 概 要

歳出総額は 7,311 億円(借換債除きで 6,848 億円)で、借換債を除くと、前年度に比べ 59 億円、0.9%の増(⑱6,789 億円→⑳6,848 億円)と、前年度に比べ増加しています。

歳出予算額との比較では、371 億円の差額(昨年度 369 億円の差額)が生じています。

これは、年度内に支出が終わらず翌年度に繰り越された事業費と、執行されずに残った不用額によるものです。

(単位:百万円)

科 目	19年度	20年度	対前年比較	
			増減額	伸び率
議 会 費	1,495	1,561	66	4.4%
総 務 費	47,259	47,997	738	1.6%
民 生 費	69,345	76,218	6,873	9.9%
衛 生 費	27,958	28,835	877	3.1%
労 働 費	1,977	9,476	7,499	379.3%
農 林 水 産 業 費	38,304	37,826	△ 478	△ 1.2%
商 工 費	13,977	15,324	1,347	9.6%
土 木 費	97,845	99,115	1,270	1.3%
警 察 費	40,402	39,386	△ 1,016	△ 2.5%
教 育 費	183,000	177,232	△ 5,768	△ 3.2%
災 害 復 旧 費	2,427	1,631	△ 797	△ 32.8%
公 債 費	(95,636)	(92,541)	(△ 3,095)	(△ 3.2%)
諸 支 出 金	96,912	138,891	41,979	43.3%
	59,245	57,618	△ 1,628	△ 2.7%
合 計	(678,872)	(684,760)	(5,888)	(0.9%)
	680,148	731,110	50,962	7.5%

* () は、借換債の発行を伴う償還を除く実質的なベースで計上しています。

* それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

イ 増減の主なもの

・労働費(対前年度 75 億円、379.3%増、⑱20 億円→⑳95 億円)は、緊急雇用対策に係る「ふるさと雇用再生特別基金(44 億円)」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金(34 億円)」の造成に伴い増加しています。

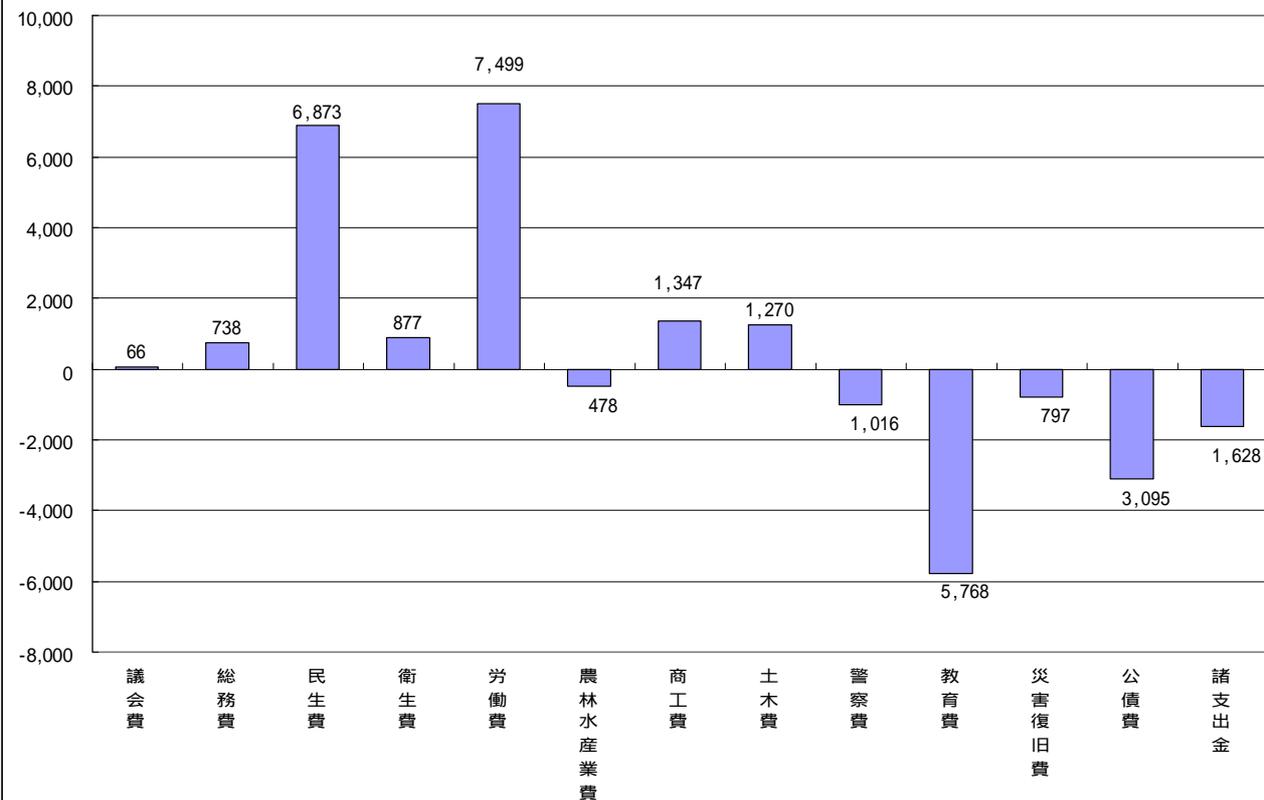
・民生費(対前年度 69 億円、9.9%増、⑱693 億円→⑳762 億円)は、老人医療対策費(対前年度 28 億円、24.3%増、⑱114 億円→⑳142 億円)や障がい者地域生活支援事業費(対前年度 15 億円、99.7%増、⑱15 億円→⑳31 億円)などで増加しています。

・公債費(対前年度 420 億円、43.3%増、⑱969 億円→⑳1,389 億円)は、借換債の発行を伴う償還等により大幅に増加しています。なお、借換債の発行を伴う償還を除く実質的な公債費(対前年度 31 億円、3.2%減、⑱956 億円→⑳925 億円)は、前年度より減少しています。

・教育費(対前年度 58 億円、3.2%減、⑱1,830 億円→⑳1,772 億円)は、教職員等の人件費(対前年度 33 億円、2.3%減、⑱1,452 億円→⑳1,419 億円)が減少したことなどにより前年度より減少しています。

款別歳出決算額対前年度比較

単位: 百万円



* 公債費は、借換債の発行を伴う償還を除く実質的なベースで計上しています。

ウ 翌年度繰越額

繰越額は、326億円（対前年度1億円、0.4%減、⑲327億円→⑳326億円）と減少しています。
主なものでは、款別に

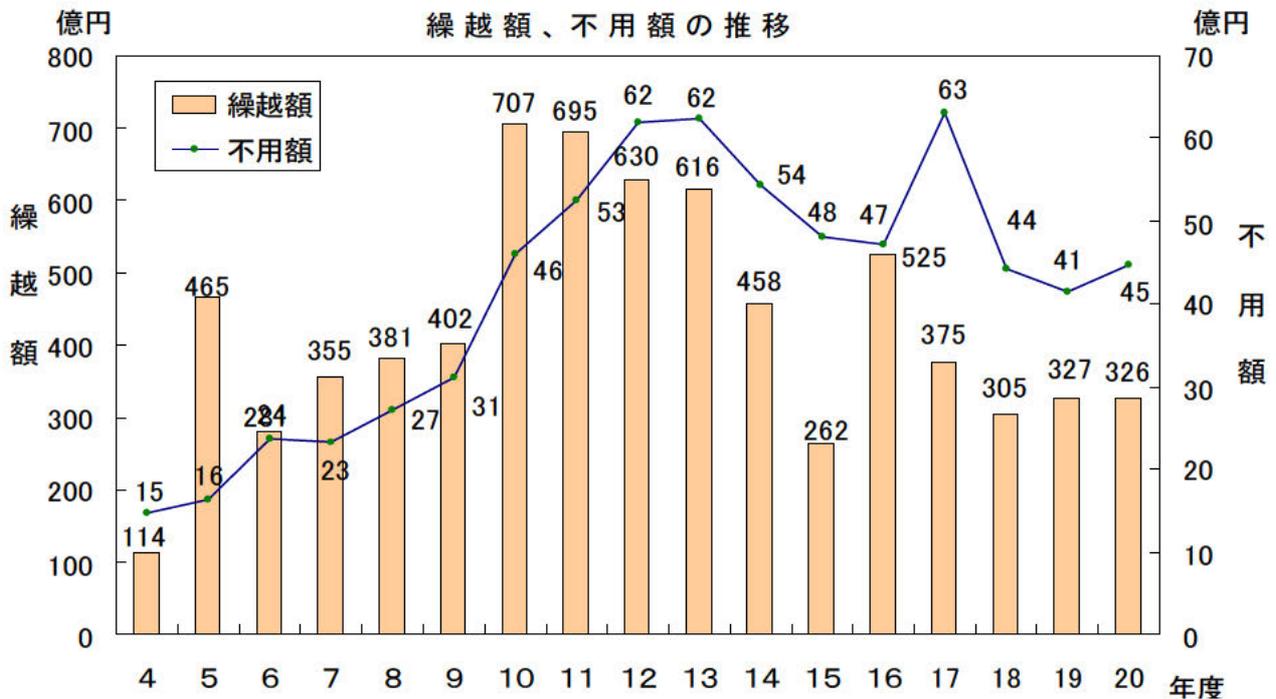
土木費220億円、農林水産業費60億円などです。

エ 不用額

不用額は、45億円（対前年度3億円、7.6%増、⑲41億円→⑳45億円）で、前年度に比べ、増加しています。

主なものでは、款別に

民生費9億円、総務費9億円、教育費7億円、衛生費5億円などです。



(3) 一般会計の収支

(単位: 億円)

年度	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C (A-B)	繰越すべ き財源 D	実質収支 E (C-D)	単年度収支 F (E-前年度E)	財調基金 積立額 G	財調基金 取崩額 H	県債繰上 償還額 I	実質単年 度収支 F+G-H+I
19年度	6,993	6,801	191	144	47	0	2	30	0	△ 28
20年度	7,486	7,311	175	143	32	△ 15	35	15	1	6

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

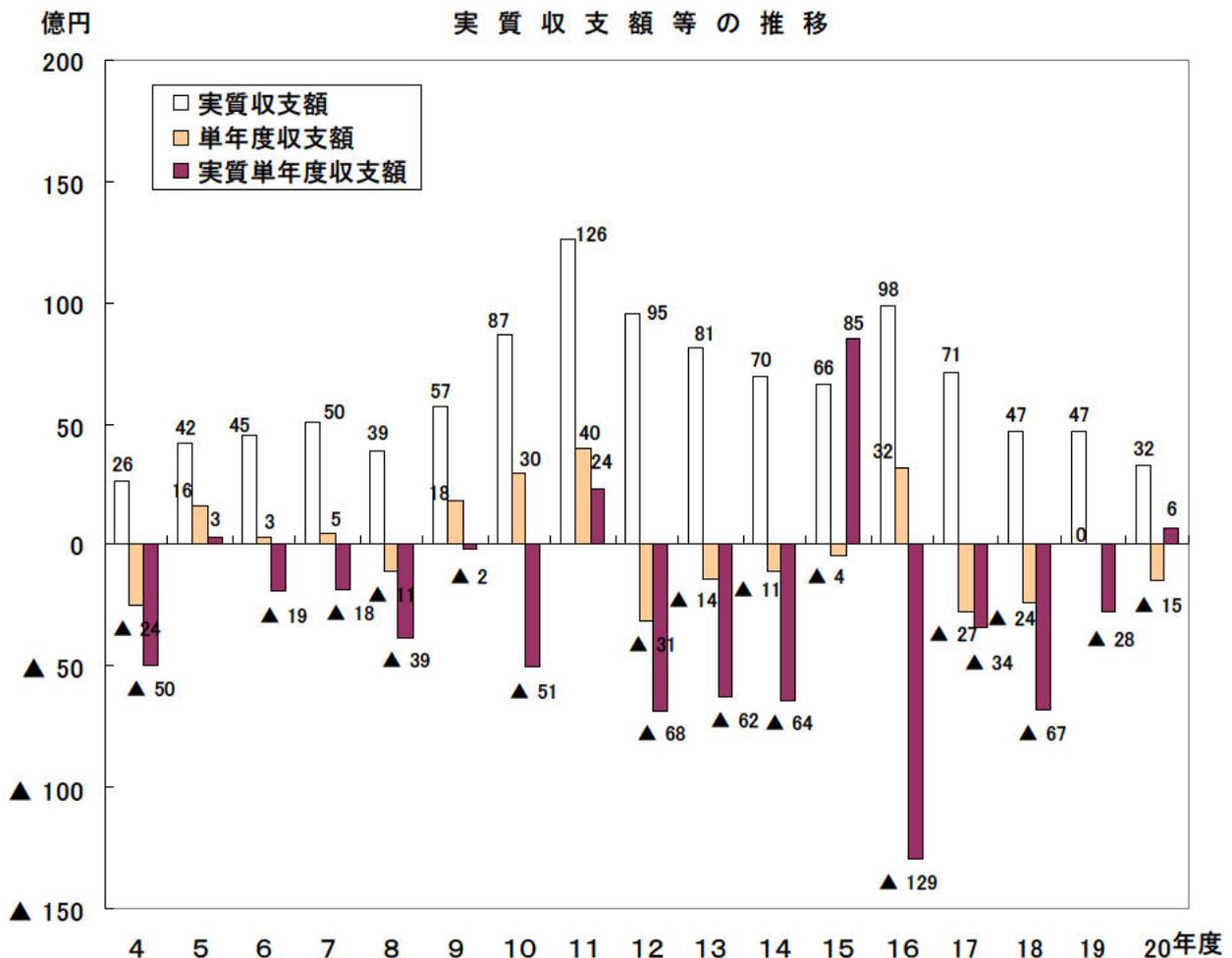
ア 収 支

形式収支は、175億円のプラス（対前年度16億円の減）で、前年度に比べ減少しました。

実質収支は、32億円のプラス（対前年度15億円の減）で、前年度に比べ減少しました。

単年度収支^注は、15億円のマイナス（前年度は5千万円のプラス）となりました。

実質単年度収支^注は、6億円のプラス（前年度は28億円のマイナス）となりました。



用語の説明

・単年度収支

前年度以前の影響を排除するため、前年度の実質収支を控除し、当該年度だけの収支を捉えるもの。

・実質単年度収支

単年度収支の中には、実質的な黒字要素や赤字要素が含まれていることから、これらを加除し、単年度収支が実質的にはどうであったかを表すもの。

単年度収支 + 財政調整基金積立金 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取り崩し額
(黒字要素) (黒字要素) (赤字要素)